

景観条例第 39 条に係る専門委員の任命について

事務の改善にあたり、より合理的な判断に基づいて制度を改めたいと考えています。

特に、規模等数値の設定等については、課内での検討に加えて専門的な知見に基づく有識者の意見を求めたいと考えています。

具体的には以下の 3 点について取扱うことを想定しています。

1 特に景観に影響を及ぼす行為の種別及び規模

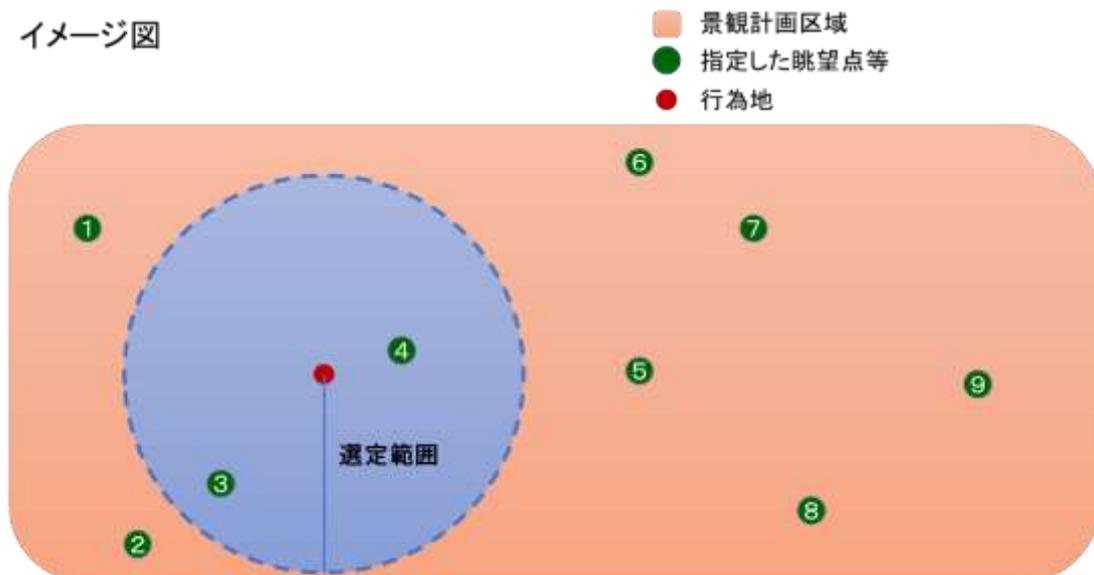
行為種別		規模
建築物		高さ 13m 超かつ建築面積 1,000 m ² 超
工 作 物	電気供給施設等 (送電鉄塔、基地局)	高さ 20m 超
	太陽光発電施設	築造面積 1,000 m ² 超
土石の採取等		面積 1ha 超かつ法高 3m 超かつ長さ 30m 超
土地の形質の変更		

2 シミュレーションを行う眺望点の選定

シミュレーションを行う眺望点の選定範囲及び方法の検討

(例) 行為地の半径 3 km 圏内に存在する眺望点 等

イメージ図



③及び④の眺望点からの景観シミュレーションが必要

3 シミュレーションを求める眺望点の設定方法

平成 32 年度以降市町村からの申し出により指定することとしている眺望点等について、指定時点で定めるべき事項等の検討

(例) 眺望点、視方向、視対象 等